



2019年10月1日

各 位

上場会社名 積水ハウス株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 仲井 嘉浩
(コード番号 1928 東証・名証 市場第一部)
本社所在地 大阪市北区大淀中一丁目1番88号
問 合 せ 先
責任者役職名 IR部長
氏 名 吉田 篤史
TEL (06) 6440-3111

同一株主からの提訴請求について

2018年6月26日付及び9月14日付「株主代表訴訟に関するお知らせ」においてそれぞれお知らせしました、代表取締役 阿部俊則及び稲垣士郎を被告とする株主代表訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）の原告である当社個人株主1名より、2019年9月30日、当社監査役宛に、代表取締役 仲井嘉浩及び内田隆の責任を追及する提訴請求書をさらに受領しましたので、お知らせいたします。

なお、2018年7月19日付及び10月18日付「株主代表訴訟への補助参加に関するお知らせ」においてそれぞれお知らせしましたとおり、当社は、本件訴訟に関し、被告側の補助参加人となっております。

本提訴請求は、本件訴訟及び2019年4月15日付「同一株主からの提訴請求について」においてお知らせしました追加の提訴請求について、被告として代表取締役 仲井嘉浩及び内田隆を追加する趣旨でなされたものであり、請求の基礎となる事案は、本件訴訟におけるもの同一の当社が被った分譲マンション用地取引での詐欺事件です。対象となる損害も実質的に同一であり、主位的には当該詐欺事件による損害55億5,900万円につき、業務執行上の判断の誤り及び他の取締役・使用人に対する監視監督を怠ったという任務懈怠があり、当社に対する善管注意義務違反があるとして、予備的には上記損害のうち取引決済日に支払った残代金49億819万3309円につき、被害拡大防止についての任務懈怠・善管注意義務違反があるとして、代表取締役 仲井嘉浩及び内田隆に、代表取締役 阿部俊則及び稲垣士郎と連帯して、同額の損害賠償並びに遅延損害金の支払いを求める責任追及等の訴えの提起を求めるものです。

当社監査役は、本提訴請求書の内容について調査し、対応を検討します。

今後、当社が責任追及等の訴えを提起するか否かにつき決定したときは、速やかにお知らせいたします。

以 上